# 役員等の報酬及び費用弁償規程

# (趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人御浜町社会福祉協議会(以下「本会」という。)の役員 等に対して支給する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について、必要な事 項を定めるものとする。

### (役員等)

- 第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。
  - (1) 理事
  - (2) 監事
  - (3) 評議員
  - (4) 会長が必要と認めた委員会等の委員

#### (報酬)

第3条 報酬の対象となる業務及び額は、次のとおりとする。

(1)本会事業及び会計に対する監査に関する業務 日額 6,000 円(2)本会職員採用試験における試験官業務 日額 6,000 円

#### (費用弁償)

- 第4条 役員等が業務及び会議等のため旅行したときは、その旅行に対して費用弁償を支給する。
  - 2. 前項の規定により支給する旅費は、職員の旅費の支給に関する規則を準用する。
  - 3. 役員等が自家用車を使用して出張する場合は、職員の自家用車による出張の承認 に関する規程を準用する。
  - 4. 費用弁償の対象となる会議及び額は、次のとおりとする。

(1) 理事会	3,000円
(2) 評議員会	2,000円
(3) 総務委員会·地域福祉研究委員会	2,000円
(4) 生活福祉資金等の貸付委員会	2,000円
(5) 法人後見運営委員会	2,000円
(6) 評議員選任·解任委員会	2,000円
(7) その他、会長が必要と認めた会議	2,000円

# (支給方法)

第5条 報酬及び費用弁償の支給については、当日に支給するものとする。ただし、経理 事務等の都合により、当日に支給できない場合は、可能な限り速やかに支給するこ ととする。

# (その他)

第6条 その他、必要な事項は会長が別に定める。

# 附 則

- この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- この規程は、平成16年1月10日から一部変更し施行する。
- この規程は、平成16年9月10日から一部変更し施行する。
- この規程は、平成17年11月15日から一部変更し施行する。
- この規程は、平成29年4月1日から一部変更し施行する。